

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p> <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。</p> <p>ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了</p>	<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p> <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。</p> <p>ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了</p>

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

- (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. 事後評価

- (1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。
 - ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。
 - イ. 事後評価の報告は、様式第8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。
 - ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該報告書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に報告するものとする。
 - エ. ウ. に定める報告の期限は、目標年度の翌年度の7月末までとする。
- (2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。
 - ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成するものとする。

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

- (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. 事後評価

- (1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。
 - ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。
 - イ. 事後評価の報告は、様式第8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。
 - ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該報告書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に報告するものとする。
 - エ. ウ. に定める報告の期限は、目標年度の翌年度の7月末までとする。
- (2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。
 - ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成するものとする。

イ. 市町村は、ア. に定める計画書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 事後評価を行った市町村は、その結果をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

12. その他

特別の事情により、1(2)、6及び10に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

13. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

14. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること(ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業についてはこの限りではない。)

(1) 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第12項、第16項及び第17項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち、サテライトセンターについては、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率20.5%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタンガス

イ. 市町村は、ア. に定める計画書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 事後評価を行った市町村は、その結果をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

12. その他

特別の事情により、1(2)、6及び10に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

13. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

14. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること(ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業についてはこの限りではない。)

(1) 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第6項まで、第12項、第16項及び第17項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち、サテライトセンターについては、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。

化施設からの熱利用率350kWh/ごみトン以上の施設を整備するものであり、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率24.5%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること、原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない。）及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限る。

カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

キ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ケ. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

コ. 高効率原燃料回収施設については、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上以上のメタンガス化施設を整備するもの限り、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設（発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）と組み合わせた方式（メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）を含む。

サ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式

イ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限る。

ウ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

エ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

オ. マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

カ. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

キ. 高効率原燃料回収施設については、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上以上のメタンガス化施設を整備するもの限り、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設（発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）と組み合わせた方式（メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）を含む。

ク. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式

を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

シ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第8項まで、第12項、第16項、及び第17項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、14. (1) キ及びクに定める事業、焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第9項、第10項、及び第15項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)については、ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。)、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)については、上記ア.の要件中「3%以上」とあるのを「20%以上」とし、これに適合するものに限る。

ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものに

を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

ク. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第8項まで、第12項、第16項、及び第17項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、14. (1) エ及びオに定める事業、焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

イ. エネルギー回収能力増強事業については、建設後15年以内の施設において、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第9項、第10項、及び第15項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)については、ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。)、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2)については、上記ア.の要件中「3%以上」とあるのを「20%以上」とし、これに適合するものに限る。

ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものに

ついて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

(4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

(5) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第13項及び第14項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第4項に規定する事業としての、浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(6) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第18項の事業とする。

(7) 廃棄物処理施設の長寿命化総合計画策定に係る事業

廃棄物処理施設の長寿命化総合計画策定に係る事業とは、別に定める「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に適合する廃棄物処理施設の総合的な長寿命化計画を策定するために地域単位での総合的な調整の視点を踏まえた上で必要な調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第19項の事業とする。

15. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃

ついて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

(4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

(5) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第13項及び第14項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第4項に規定する事業としての、浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(6) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第18項の事業とする。

(7) 廃棄物処理施設の長寿命化計画策定に係る事業

廃棄物処理施設の長寿命化計画策定に係る事業とは、別に定める「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に適合する廃棄物処理施設の長寿命化計画を策定するために必要な調査等を行うものであり、交付要綱別表1の第19項の事業とする。

15. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収推進

廃物処理施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（8）、（10）から（12）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ㉓前各号の設備の設置に必要な建築物
- ㉔管理棟
- ㉕構内道路
- ㉖構内排水設備
- ㉗搬入車両に係る洗車設備
- ㉘構内照明設備
- ㉙門、囲障

施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ㉓前各号の設備の設置に必要な建築物
- ㉔管理棟
- ㉕構内道路
- ㉖構内排水設備
- ㉗搬入車両に係る洗車設備
- ㉘構内照明設備
- ㉙門、囲障

㉔搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

㉕電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉖前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

イ。アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設

ア。本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

⑤燃焼ガス冷却設備

⑥排ガス処理設備

⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧通風設備

⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

⑪搬出設備

⑫排水処理設備

⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

⑲搬入車両に係る洗車設備

⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ。本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア。⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(3) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア。本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））

③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備

㉔搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

㉕電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉖前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

イ。アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(2) エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設

ア。本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

⑤燃焼ガス冷却設備

⑥排ガス処理設備

⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧通風設備

⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

⑪搬出設備

⑫排水処理設備

⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑯前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑰前各号の設備の設置に必要な建築物

⑱搬入車両に係る洗車設備

⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑳前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ。本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア。⑰の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(3) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア。本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））

③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備

- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
 - ⑤活性汚泥法処理設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧残さ処理設備
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑯搬入車両に係る洗車設備
 - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑮の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(4) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
 - ⑤活性汚泥法処理設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧残さ処理設備
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑯搬入車両に係る洗車設備
 - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑮の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(4) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(5) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(5) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(6) エネルギー回収能力増強事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①前処理設備
- ②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備
- ⑥余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑦通風設備
- ⑧残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑨冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

(6) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

- ①受入設備
- ②燃焼（溶融）設備
- ③熱回収（排ガス冷却）設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備
- ⑧焼却残さ溶融設備
- ⑨給水設備
- ⑩排水処理設備
- ⑪電気設備
- ⑫計装設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑮前各号の設備の設置に必要な建築物

⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備
- ④高度処理設備
- ⑤消毒・放流設備
- ⑥汚泥処理設備
- ⑦資源化設備
- ⑧脱臭処理設備
- ⑨取排水設備
- ⑩電気設備
- ⑪中央監視・計装設備

限る。)

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑭前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(7) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

- ①受入設備
- ②燃焼（溶融）設備
- ③熱回収（排ガス冷却）設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備
- ⑧焼却残さ溶融設備
- ⑨給水設備
- ⑩排水処理設備
- ⑪電気設備
- ⑫計装設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑮前各号の設備の設置に必要な建築物

⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備
- ④高度処理設備
- ⑤消毒・放流設備
- ⑥汚泥処理設備
- ⑦資源化設備
- ⑧脱臭処理設備
- ⑨取排水設備
- ⑩電気設備
- ⑪中央監視・計装設備

- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(7) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤除塩設備
- ⑥分別収集回収拠点の設備
- ⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備
- ⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑨前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑩前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑪管理棟
- ⑫構内道路
- ⑬構内排水設備
- ⑭搬入車両に係る洗車設備
- ⑮構内照明設備
- ⑯門、囲障
- ⑰積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備
- ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑲前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(8) コミュニティ・プラント

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③消毒設備
- ④汚泥処理設備
- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要な設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マ

- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(8) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤除塩設備
- ⑥分別収集回収拠点の設備
- ⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備
- ⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑨前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑩前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑪管理棟
- ⑫構内道路
- ⑬構内排水設備
- ⑭搬入車両に係る洗車設備
- ⑮構内照明設備
- ⑯門、囲障
- ⑰積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備
- ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑲前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(9) コミュニティ・プラント

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③消毒設備
- ④汚泥処理設備
- ⑤脱臭設備
- ⑥換気、除じん等に必要な設備
- ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枡、取付管、マ

ンホール等の設備

⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬管理棟

⑭構内道路

⑮構内排水設備

⑯搬入車両に係る洗車設備

⑰構内照明設備

⑱門、囲障

⑲搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(9) 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①浄化槽

②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

③窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

④窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑤窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

⑥BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑦BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、次に掲げるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業に限る。）。

①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

②その他の汚水処理設備

③消毒設備

④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

(10) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備

③燃焼ガス冷却設備

④排ガス処理設備

⑤余熱利用設備

ンホール等の設備

⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬管理棟

⑭構内道路

⑮構内排水設備

⑯搬入車両に係る洗車設備

⑰構内照明設備

⑱門、囲障

⑲搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(10) 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①浄化槽

②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

③窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

④窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑤窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

⑥BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑦BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、次に掲げるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業に限る。）。

①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

②その他の汚水処理設備

③消毒設備

④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

(11) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備

③燃焼ガス冷却設備

④排ガス処理設備

⑤余熱利用設備

⑥通風設備

⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑧排水処理設備

⑨不燃物処理・資源化設備

⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の補完施設

(11) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(12) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備

⑥通風設備

⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑧排水処理設備

⑨不燃物処理・資源化設備

⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の補完施設

(12) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(13) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備

- ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑰搬入車両に係る洗車設備
 - ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

附則

1. 本要領は、平成26年4月1日に施行し、平成26年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 交付要綱別表1の第2項のエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る交付率を1/2とする措置は、平成30年度までの時限措置とする。
3. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。
4. 交付要綱別表1の第5項の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度以前に着工し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度以前に実施している場合に限ることとする。

- ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ⑯搬入車両に係る洗車設備
 - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑮の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

附則

1. 本要領は、平成24年4月1日に施行し、平成24年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 交付要綱別表1の第3項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度までの時限措置とする。
3. 交付要綱別表1の第4項の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度以前に着工し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度に実施している場合に限ることとする。
4. 交付要綱別表1の第19項の廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業は、平成25年度までの時限措置とする。ただし、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成27年度までの時限

措置とする。

5. 上記4の措置が終了する平成26年度（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成28年度）以降に実施する、14.（2）及び（3）の交付対象事業は、策定された長寿命化計画に基づき予防保全的な維持管理を行っていくものに限ることとする。

別表1～4（略）

別表1～4（略）

様式第1～様式第8（略）

様式第1～様式第8（略）